

人材紹介に関する基本契約書

〇〇株式会社（以下、甲という。）と株式会社エフ・ビー・シー（以下、乙という。）とは、甲が採用する人材の紹介に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲の必要とする人材に係る紹介を依頼し、乙はこの依頼に応じて必要な人材を紹介する。

（適格紹介）

第2条 甲及び乙は、甲の求める人材について、採用の目的、人材に求める能力、技術資格等の要件（以下、職務要件という。）について協議し、適格紹介に努めるものとする。

（求人申し込みと求人の不受理）

第3条 甲は求人申し込みにあたり、求人者が求人の不受理事由に該当するか否かの自己申告書を乙に書面又は電子メール等により提出する。自己申告は原則求人申し込みごとにする。

乙は求人申し込みが、次に掲げる場合については、求人申し込みを受理しないことができる。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ 一定の労働関係法令違反のある求人者による求人
- ⑤ 暴力団員等による求人
- ⑥ 職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人

（労働条件の明示）

第4条 甲は、前条の紹介を依頼するにあたり、その依頼をする求人に係る労働条件（職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む）を乙に書面の交付の方法により明示し、求人申し込みをする。但し、乙が希望する場合は、これをファクシミリ又は電子メール等により明示することができる。

（求人申し込み後の労働条件の変更等）

第5条 甲が、乙に対して前条により明示した労働条件の内容を、甲による面接実施前に変更、特定、削除、追加（以下、「変更等」という。）することとなった場合は速やかに書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法（以下、「書面の交付等」という。）により乙に通知するものとする。

前条により明示した労働条件の内容の変更時期が、甲が乙による紹介を受けた人材（以下、「丙」という。）と面接等の接触をした後であった場合は、職業安定法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面の交付等の方法により、直接、丙に明示するものとする。

甲は、乙に対しても、速やかに変更等の内容を書面の交付等により明示するものとする。

（甲における記録の保管）

第6条 甲は、第3条及び第4条により明示した従事すべき業務の内容等労働条件に関する記録を当該職

業紹介が終了する日まで保管するものとする。

(人材の紹介)

第7条 乙は、第2条による職務要件及び第3条に定める労働条件に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に対し、労働条件を書面により明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。但し、当該人材が希望する場合は、労働条件をファクシミリ又は電子メール等により明示することができる。

(オーナーシップ)

第8条 乙が選考・選抜した人材を、紹介の行為があった時から1年以内に、甲が乙に合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

(選考・採用)

第9条 甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した労働条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は、甲に対して選考・採用が円滑に行われるよう必要な助言、支援を行う。

(労働条件通知書の交付)

第10条 甲は、前条により採用を決定した丙と労働契約を締結するにあたっては、改めて別所様式により労働条件通知書を、丙に交付するものとする。

(紹介手数料等)

第11条 甲は、丙が甲に入社するに至った場合、次のとおり人材紹介に係る手数料を、乙に支払う。

- ① 紹介手数料 1名ごとに30万円(税抜き)
- ② 支払日 丙が甲に入社した日に属する月の翌月末

(紹介手数料の支払い方法)

第12条 乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するものとし、その際、乙の指定する振込銀行口座を甲に通知する。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

(返戻金制度)

第13条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意志により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた手数料について、次の金額を甲に返戻することとする。

1カ月未満で退職した場合	240,000円
2カ月未満で退職した場合	150,000円
4カ月未満で退職した場合	60,000円

但し、丙が専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないこととする。

(早期退職者に関する情報提供)

第14条 甲は、乙の紹介により採用した人材に関し、乙が職業安定法第32条の16第3項により人材サービス総合サイトへの情報提供が義務付けされている。「期間の定めのない労働契約をした人材のうち6カ月以内に離職した者の数（解雇による離職者を除く。）を乙の依頼に基づき、乙に通知するものとする。ただし、前条に定める返戻金制度に基づき、乙が甲に返戻金を支払った場合は、この限りではない。

（個人情報保護及び秘密保持）

第15条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者も含む。）の個人情報を漏洩させないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。甲は、乙が紹介した人材を採用しないことを決定したときには、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ破棄しなければならない。

（有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等）

第16条 この契約の有効期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの1年間とする。但し、有効期間満了の1カ月前までに甲・乙のいずれからも申入れがないときは、さらに1年間同一条件で更新するものとする。

第13条に定める個人情報保護及び秘密情報保持義務については、甲・乙ともに有効期間満了後も遵守するものとする。

（法令遵守）

第17条 甲及び乙は、互いに職業安定法その他労働関係法令及び関係指針並びに暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除令を尊重し、適正に対応するものとする。甲及び乙の各従事者についても同様とする。

（信義則）

第18条 この契約に定めない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙誠意を持って協議し、決定する。

この契約締結の証として本契約書は2通作成し、甲・乙が各1通を所持するものとする。

甲：

乙：東京都千代田区神田淡路町1丁目9番5
天翔オフィス御茶ノ水603
株式会社 エフ・ビー・シー
代表取締役 西尾 元明